

令和８年度 ふくい創業活性化事業（創業型）企画・運営業務委託プロポーザル 募集要領

先進的なビジネスモデルにより大きな成長が見込まれる創業者を掘り起こし、その成長を支援することを目的に、ふくい創業活性化事業（創業型）（以下「本業務」という。）を実施する。本業務に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づきプロポーザルによる募集を行う。

1 委託業務の概要

別紙「ふくい創業活性化事業（創業型） 業務委託仕様書」のとおり

2 委託期間

令和８年 月 日から令和９年３月３１日まで

3 委託契約額の上限

１６，１７９，０００円（消費税および地方消費税込）を上限とする。

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、法人であって、本業務の実施に必要な能力を有し、以下の資格要件をすべて満たしている者であること

（１）法人

- ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ウ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納している者でないこと
- エ 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること
 - （ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - （イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - （ウ） 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

①提出期限	令和8年9月4日（金）17時まで（必着）
②提出方法	電子メールによること（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと） <電子メールアドレス> keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp
③提出先	福井県産業労働部経営改革課 創業・DX支援グループ
④提出書類	ア 企画提案参加申込書（様式1） イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等がわかる書類（企業案内等）
⑤その他	申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書の提出を辞退しても、今後当該辞退による不利益を受ける取扱いを行わない。

6 質問および回答

公示業務に関する質問については、「質問票」（様式2）を提出するものとする。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和8年8月31日（月）17時必着
- イ 提出方法 電子メール（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）
- ウ 提出先 福井県産業労働部経営改革課 創業・DX支援グループ
<電子メールアドレス> keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- ア 回答方法 参加申込者全員に対し、電子メールで回答する。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問票については、原則として回答しない。

7 企画提案書の提出

①提出期限	令和８年９月９日（水） １７時まで（必着）
②提出方法	電子メール（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと） ※電子メールで受信できない場合があるため、ファイル容量が大きい場合は、次の大容量ファイル送信フォームをご活用ください。 Bok Form （経営改革課を選択して送信してください）
③提出先	福井県産業労働部経営改革課 創業・DX支援グループ
④企画提案書の内容	別紙「ふくい創業活性化事業（創業型）企画・運営業務 企画提案書 作成要領」のとおり
⑤提出書類	ア 企画提案書（様式任意） イ 経費見積書（様式任意） ウ 企画提案参加資格誓約書（様式３） エ 公示業務と同種または類似の業務を履行した実績（様式４）（実績がある場合のみ） オ 国税または主たる事業所の所在地での地方税（都道府県税）を滞納していない旨がわかる書類（納税証明書等） 各１部 ※企画提案書はＡ４で作成すること（参考様式を参照） ※経費見積書には、経費の見積額および内訳を詳細に記載すること ※実績は、本事業の委託上限金額の８割以上の規模の事業とすること ※滞納していない旨がわかる書類は発行日から３か月以内のもの

８ 審査の方法

（１）選定方法

提出された提案書の内容について、参加申込者による原則対面でのプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基にふくい創業活性化事業（創業型）企画・運営業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。同点の場合は、選定委員の協議のうえ決定する。

（２）実施日時

令和８年９月１８日（金）に実施予定（時間は別途通知する。）

（３）実施場所

越乃バレー（予定）

（４）選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。
なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

9 契約について

(1) 契約締結

県は、企画提案書等をもとに委託先候補者と協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 履行期間

令和年 8 月 日から令和 9 年 3 月 31 日

(3) 契約書・契約保証金等

別添の契約書（案）のほか、福井県財務規則ならびに関係法令等の定めるところによる。

(4) 契約締結の取り消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にない恐れがあるとき

ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき

10 その他

(1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。

(2) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。

(3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。

(4) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること。

また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

11 応募先および問い合わせ先

福井県産業労働部経営改革課 創業・DX 支援グループ 担当：坂下

〒910-8580 福井県福井市大手 3-17-1

電話：0776-20-0378／FAX：0776-20-0371

e-mail：keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp